

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表（税込金額、単位：円）

【モデル建物法】

	判定申請	計画変更	軽微変更該当証明
300 ～ 500未満	130,000	70,000	60,000
500 ～ 1,000未満	160,000	90,000	70,000
1,000 ～ 2,000未満	180,000	100,000	80,000
2,000 ～ 3,000未満	220,000	130,000	100,000
3,000 ～ 4,000未満	250,000	150,000	120,000
4,000 ～ 5,000未満	280,000	180,000	140,000
5,000 ～ 10,000未満	320,000	230,000	180,000
10,000 ～ 20,000未満	420,000	280,000	200,000
20,000 ～ 50,000未満	450,000	320,000	220,000
50,000 ～	※別途見積りによるものとする		

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

	判定申請	計画変更	軽微変更該当証明
300 ～ 500未満	220,000	130,000	110,000
500 ～ 1,000未満	270,000	160,000	140,000
1,000 ～ 2,000未満	330,000	200,000	170,000
2,000 ～ 3,000未満	380,000	230,000	200,000
3,000 ～ 4,000未満	450,000	270,000	230,000
4,000 ～ 5,000未満	500,000	300,000	250,000
5,000 ～ 10,000未満	580,000	350,000	300,000
10,000 ～ 20,000未満	800,000	480,000	400,000
20,000 ～ 50,000未満	1,000,000	600,000	500,000
50,000 ～	※別途見積りによるものとする		

【備考】

- ・面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ・一の確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、各棟毎の料金の合計額を徴収する。
- ・増改築の場合は既存部分を含めた面積で料金を算定する。
ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合は、デフォルト値を採用しない部分の面積で料金を算定する。
- ・計画変更、軽微変更該当証明の料金は、原則、表のとおりとする。
ただし、直前の判定を当機関以外で受けている場合や、直前の判定と評価方法又は用途が異なる場合等は、新規に判定申請があったものとして取り扱う。
- ・複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、非住宅部分により料金を算定する。
尚、住宅部分が所管行政庁による指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として15,000円（税込）を各棟毎に徴収する。